

1. 金沢市集約都市形成計画について

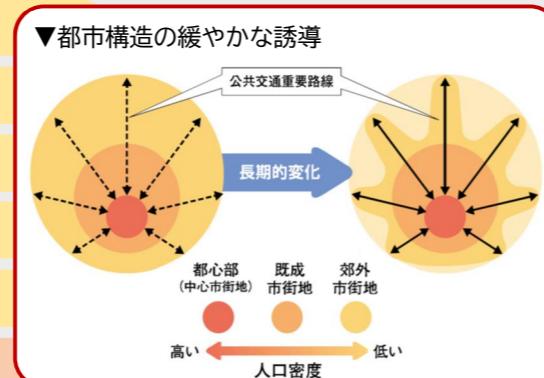
本市では、人口減少や高齢化が進んだ社会においても持続的に成長する成熟都市を目指して、平成29年3月に金沢市集約都市形成計画を策定し、将来都市像と実現に向けた5つの基本方針に基づき、居住や都市機能の誘導に関する区域を位置づけ、各区域での取組を進めています。

▼将来都市像と基本方針

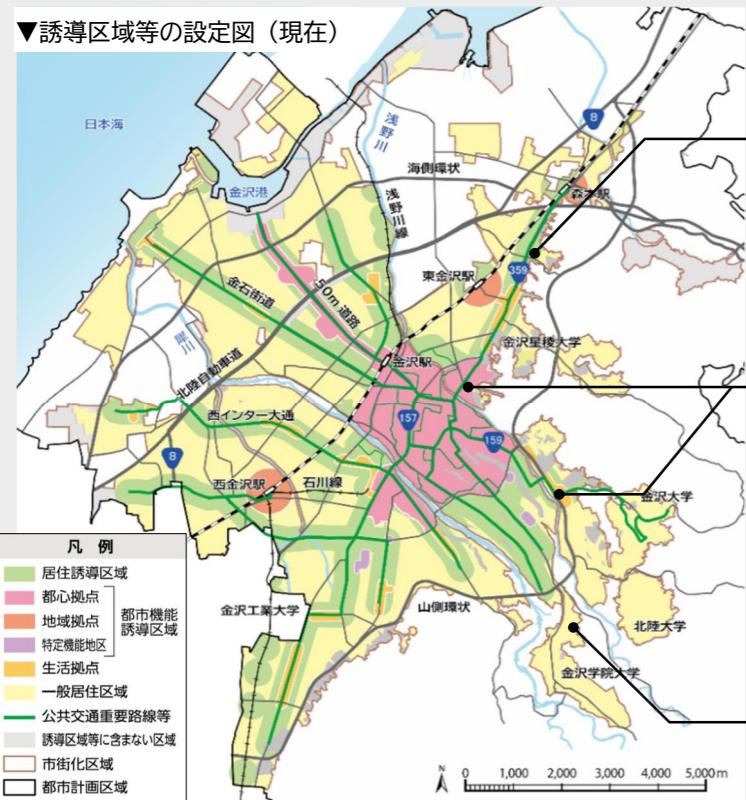
持続的な成長を支える「軸線強化型都市構造」への転換 ～まちなかを核とした魅力ある集約都市の形成～

- ① 中心市街地への都市機能の集積
- ② 都心軸の機能強化
- ③ 公共交通重要路線沿線への居住誘導
- ④ 地域の賑わいと交流を支える拠点の創造
- ⑤ 地域コミュニティや暮らしの維持・充実

多様な移動手段を選択できるタウンライフへの転換



▼誘導区域等の設定図（現在）



居住誘導区域

日常生活に必要なサービス機能や一定水準の公共交通サービスを確保し、将来にわたり本市の居住の柱として、人口密度を維持する区域

都市機能誘導区域

様々な都市機能(商業、業務、居住、医療、福祉、教育、歴史・文化、観光等)を集積し、都市生活の利便性を確保することで賑わいを高める区域
※都市機能誘導区域は「都心拠点」、「地域拠点」、「特定機能地区」の3つの拠点で形成されています

生活拠点

日常生活圏において、既存の商店街などの地域生活を支える拠点

一般居住区域

自動車や自転車での移動を主体として、日常生活に必要な施設を維持しながら、これまで通りに暮らし続けられる区域

2. 変更の背景と目的

近年の頻発・激甚化する自然災害に対応するために令和2年6月に都市再生特別措置法の改正がなされ、計画に「防災指針」の記載が義務づけられたことから、本市においても災害リスクの分析を踏まえ、各地域における取組の方向性と防災・減災対策を位置づけた「防災指針」の追加および誘導区域等の一部変更を行うとともに、現計画の評価・検証を実施し、本計画を変更するものです。

3. 変更の主な内容

(1)『防災指針』の追加 … 次頁参照

(2)『誘導区域等』の一部変更

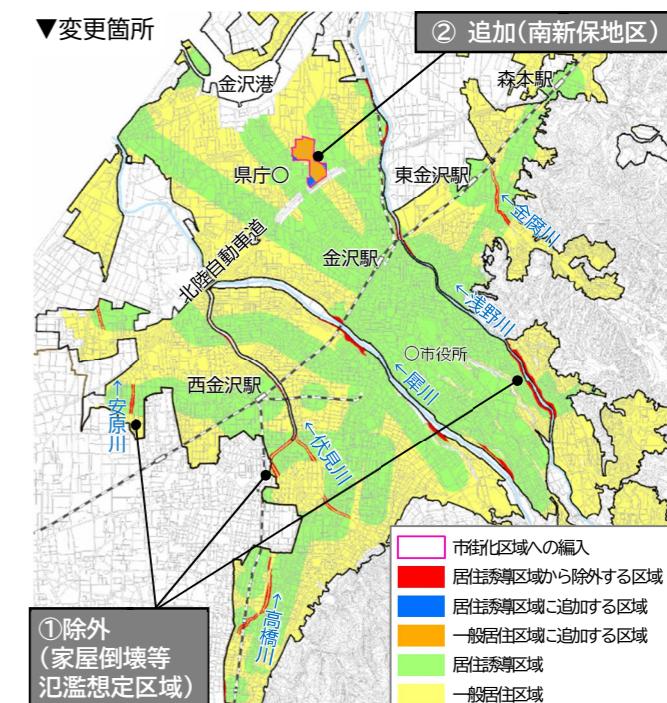
水防法の改正により、想定し得る最大規模の洪水に関する浸水想定区域が新たに公表されるとともに、家屋倒壊等氾濫想定区域※が設定されたことなどを踏まえ、誘導区域等を次のように変更します。

※河川が氾濫した場合に家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸浸食が発生することが想定される区域

〈誘導区域等の変更内容〉

- ①災害リスクの高い「家屋倒壊等氾濫想定区域」を居住誘導区域から原則除外（まちづくりの観点から今後も居住や都市機能を誘導する必要がある区域を除く）
- ②新たに市街化区域に編入した区域（南新保地区）を居住誘導区域および一般居住区域に追加

注：居住誘導区域から除外する区域は都市機能誘導区域および生活拠点からも除外



4. 評価・検証の実施

本計画で設定している「居住」、「都市機能」、「交通」に関する目標の評価・検証の結果等を踏まえた今後の方向性に基づき、本市が目指す「軸線強化型都市構造」への転換に向けた各種取組を推進します。

（凡例）
新 計画策定後に新たに取り組んでいる制度・事業
改 計画策定後に見直しや拡充を行った制度・事業
継 現計画に位置づけている既存の制度・事業で今後も継続する取組

目標指標	基準値 2015 (H27)	目標値 2040 (R22)	実績値	
			2022 (R4)	増減
居住	人口密度 (※1)	まちなか 区域 70.3 人/ha	人口減少下 において 66.7 人/ha	▲3.6 人/ha
	居住誘導 区域 62.9 人/ha	現状維持	61.6 人/ha	▲1.3 人/ha
都市機能 (※2)	医療施設 300m 1000m	61% 98%	59% 98%	▲2pt ±0pt
	300m 1000m	53% 99%	54% 99%	+1pt ±0pt
交通	公共交通重要路線に 位置づけられた バス停の公共交通 利用者数(※3)	70,755 人/日	84,000 人/日	58,608 人/日 12,147 人/日

(※1)実績値：2020(R2)

(※2)居住誘導区域内における日常生活に必要な施設の徒歩圏面積カバー率

(※3)基準値：2014(H26)、目標値2032(R14)

今後の方向性と主な取組

第4次住生活基本計画※と連携した施策の展開により、まちなか等へのさらなる居住誘導を図る

改 公共交通重要路線沿線における居住の推進
継 まちなかの居住の推進
継 空き家・空き地の有効活用

魅力ある中心市街地の形成に向け、都市機能の計画的な整備・更新および利活用の促進を図る

新 木の文化都市・金沢の継承と創出
新 広場等の公共空間の活用促進
継 文化施設、健康・福祉・子育て拠点の整備・充実

第3次金沢交通戦略※と連携した施策を展開し、居住誘導区域のさらなる移動の利便性の向上を図る

新 官民連携による金沢MaaSの推進
新 新しい交通システム第1段階(バスのサービス水準の向上)の整備
改 公共交通重要路線の利便性向上

※今年度策定予定

(1) 『防災指針』の追加

①各地域における取組の方向性

本市には、水害（外水・内水）や津波、土砂災害、地震、雪害などの複数の災害ハザードが存在し、地域によってその種類や危険性の程度が異なります。また、人口や建物についても地域によってその状況が異なることから、地域ごとで災害リスクの分析を行い、現状の課題を適切に把握・整理する必要があります。

本計画では、各地域における災害リスクに対する取組の方向性を定め、防災・減災対策を展開することにより、災害に強く安心して住み続けることができるまちづくりを推進します。

<市内全域で共通する主な対策>

[対策の凡例] ●回避、●ハード、●ソフト

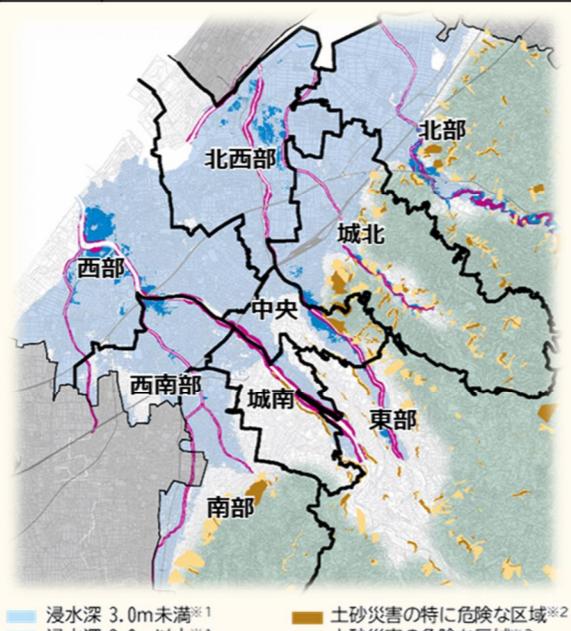
市内全域で共通する主な対策		
全ての災害	地 震	雪 害
<ul style="list-style-type: none"> ●災害リスクの低い区域への居住誘導 ●ハザードマップの作成・周知 ●地区防災計画の作成 ●地域特性に応じた防災訓練の実施 ●防災知識の普及と意識啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅・施設（旧耐震基準）の耐震改修促進 ●減災化の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●道路除雪計画に基づく除雪の着実な実施 ●空き地等を活用した排雪場の確保

<各地域における取組の方向性および主な対策>

※町会連合会の9ブロックと同じ9地域で整理

[対策の凡例] ●回避、●ハード、●ソフト

北西部地域（諸江/浅野川/鞍月/粟崎/川北/大浦）	中央地域（材木/味噌藏/長町/松ヶ枝/長土塀/芳斎/此花/瓢箪）	北部地域（森本/花園/湖南/薬師谷/三谷）			
取組の方向性	居住誘導区域からの除外（災害危険性の高い区域）や河川整備等によるリスク回避・低減	取組の方向性	かけ地対策事業や既存コミュニティを活用したソフト対策の充実によるリスク低減	取組の方向性	居住誘導区域からの除外（災害危険性の高い区域）や河川整備によるリスク回避・低減
主な対策	<ul style="list-style-type: none"> ●居住誘導区域から除外 ●河川整備（大野川など） ●雨水貯留施設の整備（城北市民テニスコート） 	<ul style="list-style-type: none"> ●かけ地対策事業の実施（鈴見台） ●防災計画の内容拡充（水害対応追加） ●まちづくり協定等の締結・内容拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ●居住誘導区域から除外 	<ul style="list-style-type: none"> ●河川整備（森下川など） 	
西部地域（長田町/戸板/西/二塚/安原/大徳/金石町/大野町）	城北地域（馬場/浅野町/森山/小坂/千坂/夕日寺）	東部地域（小立野/崎浦/内川/犀川/湯涌/田上/東浅川/俵/医王山）			
取組の方向性	居住誘導区域からの除外（災害危険性の高い区域）や河川整備等によるリスク回避・低減	取組の方向性	かけ地対策事業や既存コミュニティを活用したソフト対策の充実によるリスク低減	取組の方向性	居住誘導区域からの除外（災害危険性の高い区域）やかけ地対策事業によるリスク回避・低減
主な対策	<ul style="list-style-type: none"> ●居住誘導区域から除外 ●河川整備（犀川など） ●雨水貯留施設の整備（大徳中学校） 	<ul style="list-style-type: none"> ●居住誘導区域から除外 	<ul style="list-style-type: none"> ●かけ地対策事業の実施（神谷内など） ●防災計画の内容拡充（水害対応の追加） ●まちづくり協定等の締結・内容拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ●居住誘導区域から除外 	<ul style="list-style-type: none"> ●かけ地対策事業の実施（東兼六町）
西南部地域（米丸/新神田/押野/西南部/三和）	東部地域（小立野/崎浦/内川/犀川/湯涌/田上/東浅川/俵/医王山）	城南地域（野町/弥生/中村町/十一屋/泉野/長坂台/新豊町/菊川）			
取組の方向性	居住誘導区域からの除外（災害危険性の高い区域）やソフト対策の充実によるリスク回避・低減	取組の方向性	かけ地対策事業や既存コミュニティを活用したソフト対策の充実によるリスク低減	取組の方向性	居住誘導区域からの除外（災害危険性の高い区域）やかけ地対策事業によるリスク回避・低減
主な対策	<ul style="list-style-type: none"> ●居住誘導区域から除外 ●防災に関する協定締結 	<ul style="list-style-type: none"> ●居住誘導区域から除外 	<ul style="list-style-type: none"> ●かけ地対策事業の実施（法島など） ●防災計画の内容拡充（水害対応追加） ●まちづくり協定等の締結・内容拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ●居住誘導区域から除外 	<ul style="list-style-type: none"> ●かけ地対策事業の実施（法島など） ●防災計画の内容拡充（水害対応追加） ●まちづくり協定等の締結・内容拡充
南部地域（三馬/米泉/富櫻/伏見台/額/四十万/扇台）	城南地域（野町/弥生/中村町/十一屋/泉野/長坂台/新豊町/菊川）	事業者			
取組の方向性	居住誘導区域からの除外（災害危険性の高い区域）や河川整備、かけ地対策事業によるリスク回避・低減	取組の方向性	かけ地対策事業や既存コミュニティを活用したソフト対策の充実によるリスク低減	取組の方向性	居住誘導区域からの除外（災害危険性の高い区域）や河川整備によるリスク回避・低減
主な対策	<ul style="list-style-type: none"> ●居住誘導区域から除外 ●河川整備（高橋川など） ●かけ地対策事業の実施（大額町） 	主な対策	<ul style="list-style-type: none"> ●かけ地対策事業の実施（法島など） ●防災計画の内容拡充（水害対応追加） ●まちづくり協定等の締結・内容拡充 	取組の方向性	居住誘導区域からの除外（災害危険性の高い区域）や河川整備によるリスク回避・低減



●浸水深 3.0m未満※1
 ●浸水深 3.0m以上※1
 ●土砂災害の特に危険な区域※2
 ●土砂災害の危険な区域※3
 ●家屋倒壊等氾濫想定区域※1
 ●地域界

②防災・減災対策

防災・減災対策は、行政・市民・事業者が連携し、計画的に展開することが重要であるため、実施主体ごとの防災・減災対策を以下のとおり整理し、計画に位置付けます。

<防災・減災対策 一覧>

[対策の凡例] ●回避、●ハード、●ソフト

実施主体	災害の種類	防災・減災対策
行政	水害	<ul style="list-style-type: none"> ●河川整備 ●河川管理施設の老朽化対策 ●管理用通路等の整備 ●堤防強化（堤防天端舗装） ●管理河川の浚渫 ●雨水幹線・管渠の整備 ●雨水貯留施設の整備 ●情報把握（水位監視） ●ダムの事前放流
	土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> ●かけ地対策事業の実施 ●無電柱化の推進
	地震	<ul style="list-style-type: none"> ●災害リスクの低い区域への居住誘導 ●ハザードマップ等の作成・周知 ●パトロールの実施
行政	全ての災害※1	<ul style="list-style-type: none"> ●農地や緑の保全・活用、有休農地の解消 ●住宅・施設（旧耐震基準）の耐震改修促進 ●道路除雪計画に基づく除雪の実施
市民	水害	<ul style="list-style-type: none"> ●重要伝統的建造物群保存地区防災計画の内容拡充 ●防災まちづくり協定の締結・内容拡充 ●緊急物資等の確保・備蓄 ●防災知識の普及と意識啓発 ●空き地等を活用した避難場所等の確保
市民	地震	<ul style="list-style-type: none"> ●減災化の実施
市民	雪害	<ul style="list-style-type: none"> ●空き地等を活用した排雪場の確保
市民	全ての災害※1	<ul style="list-style-type: none"> ●ハザードマップ等の活用 ●地区防災計画の作成・更新 ●まちづくり協定の締結・内容拡充 ●自主防災組織の結成 ●防災訓練の実施
市民 事業者	水害	<ul style="list-style-type: none"> ●民間建築物への雨水貯留・浸透施設の設置
事業者	全ての災害※1	<ul style="list-style-type: none"> ●避難確保計画の作成（要配慮者利用施設）

※1 全ての災害:水害、土砂災害、地震、津波、雪害